

電気料金メニュー定義書等の変更に関するお知らせ

平素より、西武ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

表題につきまして、電気事業法にもとづき、その内容を下記の通りお知らせいたします。**なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。**

記

1. 電気料金メニュー定義書の変更について

2022年4月1日より、以下の電気料金メニュー定義書の内容が一部変更となります。**なお、電気料金単価に変更はございません。**

■ 主な変更概要

・変更箇所：

「電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1】5.契約電流（1）/7.適用期間（2）（3）（4）」

「電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1S】7.適用期間（2）（3）（4）」

「電気料金メニュー定義書【ずっとも電気2】6.契約容量（1）（2）/8.適用期間（2）（3）（4）」

「電気料金メニュー定義書【ずっとも電気3】6.契約電力（1）（2）/8.適用期間（2）（3）（4）」

・変更内容：

① 契約容量等【契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW)]の決定方法

（変更前）

契約容量等は1年間を通じての最大負荷をお客さまからお申し出いただく

（変更後）

原則として、①他社からの切替の場合は他社との契約終了時点の値を引き継ぐもの、②引越し（転入）の場合は需給開始時点において使用場所で設定されている値とし、いずれの場合も、必要に応じてその他の値等に決定する

② 適用期間

（変更前）

原則として適用期間は4月の電気計量日の前日（満了日）までとし、以後1年ごとに更新

（変更後）

原則として適用期間は適用開始日から解約日または終了日まで

2. 付帯メニュー定義書の変更について

2022年4月1日より、以下の付帯メニュー定義書の内容が一部変更となりました。**なお、割引単価に変更はご**

ざいせん。

■主な変更概要

・変更箇所：

「付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定額）】6.適用期間（2）」

「付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割（定率A）】5.適用期間（2）」

・変更内容（適用期間）：

（変更前）

適用期間は付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は当該電気料金メニューの適用期間と同じ

（変更後）

適用期間は付帯する電気料金メニューの適用期間が終了する日まで

電気取次店：西武ガス株式会社 〒357-0021 埼玉県飯能市双柳 373-15

連絡先：042-973-2768

受付時間：9:00～17:00（土日・祝日を除く）

（小売電気事業者：東京ガス(株)A0064 〒105-8527 東京都港区海岸 1-5-20）

西武ガス株式会社は東京ガス株式会社（小売電気事業者/登録番号 A0064）が販売する電気を取り次ぎいたします。

以上